

令和2年5月28日

保護者の皆様

東京都立八王子東特別支援学校長
三浦 浩文

本校における感染症対策

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。これまで長期の臨時休校にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言が解除され、6月1日から段階的に学校が再開されることとなりました。完全な学校再開とはなりません、一日でも早く児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校の教育環境を整えていきます。新型コロナウイルスが完全に終息したわけではありませんので、下記のとおり進めていきますので、よろしくお願ひします。

＜感染症対策に関する基本的な考え方＞

- (1) 手洗いや咳エチケット、マスク着用などの基本的な感染症対策の徹底
- (2) 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- (3) 日頃の連絡体制の確認
- (4) 集団感染のリスクが高い、3密（密閉、密集、密接）を徹底的に回避

1 健康管理

【児童・生徒の健康管理】 ご家庭にてお願いすること

- (1) 家庭において毎日、登校前に検温の実施と風邪症状の確認をする。
(発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ等)
- (2) 発熱等の風邪の症状がみられる児童・生徒等については、自宅で休養させる。
- (3) 毎日、「健康観察表」を学校に提出させる。
- (4) 児童・生徒や家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合には、速やかに学校に連絡してもらう。

【教職員の健康管理】

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に記入する。
管理職は毎日「健康チェック表」の記載内容を確認し、教職員の健康状況を把握する。（「健康チェック表」は3週間保管）
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養させる。通勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに帰宅させる。
- (3) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。
- (4) 勤務時間外においても、「3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）」を避け、行動自粛について徹底する。

2 感染症予防策の徹底

【校内環境】

- (1) 校内に石けんや消毒用アルコールを設置し、手指衛生を保てる環境を整備する。
- (2) 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放する。

- (3) 教室やトイレなど多くの人が手を触れる箇所は、1日1回以上、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。全ての教室において「清掃チェックリスト」を活用し、実施状況を管理する。

【学校給食及び昼食】

- (1) 児童・生徒の給食は、各教室にて行う。（食堂は、一部の医療的ケア児のみ）
- (2) 児童・生徒の距離を一定間隔とるように配置する。
- (3) 配膳の前後での清掃・消毒を確実にし、衛生管理を徹底する。
- (4) 教職員は児童・生徒の摂食指導と並行して飲食することを禁止する。

【スクールバス・医療的ケア児専用通学車両】

- (1) 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- (2) 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者へ依頼する。
- (3) スクールバス・医療的ケア児専用通学車両乗車中は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意する。
- (4) バス乗務員にはマスク着用、車内消毒を行わせ、感染症対策を徹底する。

＜段階的な教育活動の再開のための基本的な考え方＞

学校の教育活動の再開に当たっては、子供の「学びの保障」を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方にに基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- (1) 児童・生徒等一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- (2) 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- (3) 学校は、児童・生徒がこれまで行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の第二波に備え、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習による家庭学習を組み合わせ実施する。

4 学校行事等

今年度の学校行事等については、感染リスクを避ける、授業時数を確保する等のことから、中止又は延期とする。

- (1) 校外学習、移動教室、修学旅行……全て中止
- (2) 学校公開、就学・入学説明会……当面の間、延期または中止
- (3) 水泳指導……全て中止（夏季プール・開放プールも中止）
- (4) 学校保健安全法施行規則に基づく健康診断……再調整し3月末までに実施
- (5) 避難訓練……工夫して月1回の実施（災害等への備え）
- (6) 高等部における進路指導……実施時期、日数を調整
- (7) 副籍、交流会……完全終息まで中止
- (8) 入学を祝う会（入学式）……9月2日に実施（学部別）
- (9) 八東祭、小オリンピック、小新春の集い……中止
- (10) ボッチャフェスタ、ダンスフェスタ……体育等の授業の中で実施（検討中）
- (11) 部活動……一学期は活動中止。二学期以降は状況によって判断。

5 授業日数・時数の確保について（長期休業日等の一部変更）

◇1学期について（終業式を7月31日に延期）

令和2年7月20日（月）、21日（火）、22日（水）、27日（月）、28日（火）、29日（水）、30日（木）、31日（金）を授業日とする。

◇2学期について（始業式を8月24日に前倒しする）

令和2年8月24日（月）、25日（火）、26日（水）、27日（木）、28日（金）、31日（月）、9月1日（火）を授業日とする。

~~◇10月1日（木）都民の日を授業日とする。（都教委に相談中）~~

◇3学期について（3学期の始業式を1月6日に前倒しする）

1月6日（水）、7日（木）、8日（金）を通常登校とする。

※学期末、学期初めの短縮を無くし、曜日に合わせた通常登校とする。

※当面は土曜日登校を想定していないが、今後の状況次第では土曜日登校による授業時数確保を行うこともある。

6 登校の判断

【医療的ケア、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等】

- (1) 地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- (2) 登校すべきでないと判断した場合、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- (3) 感染症の予防上、出席させなかった場合についても同様の扱いとする。

7 臨時休業の判断

【感染者が出た場合】

- (1) 校長は、当該児童・生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。教職員についても出勤を控えさせる。
- (2) 学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。
- (3) 保健所と連携し、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- (4) 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童・生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

【濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）】

- (1) 同居の家族の中に感染した者がいるなど、児童・生徒、教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に連絡させる。
- (2) 児童・生徒、教職員が濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒は出席停止、教職員は出勤停止の措置を行う。
- (3) 原則として臨時休業は実施しないが、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。
- (4) 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒等の健康観察を行う。

8 その他

今後の感染状況によっては更なる臨時休業の長期化も考えられることから、学校での居場所の確保、ICTの活用や郵便等での家庭学習支援などの準備を進める。特に、休業の長期化を想定し、双方向の授業等で教員から指導を受けることを可能とするためのオンライン学習の環境整備を早急に進める。

9 感染症予防対策として必要な用品について

学校では以下の物品を準備しています。不足するものは随時購入を進めています。

| 品目 | 用途 |
|----------|------------|
| マスク | 飛沫防止、感染予防 |
| 消毒液 | 手指消毒、室内消毒 |
| フェイスシールド | 飛沫防止、感染予防 |
| マスキングテープ | 感染予防 |
| 非接触型体温計 | 体温チェック |
| サーモグラフィー | 来校者の体温チェック |
| 教卓用アクリル板 | 飛沫防止、感染予防 |

10 その他

(1) 保護者の検温、風邪症状の確認

児童・生徒の送迎等に伴い来校の際は、保護者の方も検温、風邪症状の有無について自己申告していただきます。また、6月中旬頃には玄関にサーモグラフィーが設置されます。アラーム等が鳴った際は、検温、症状の確認等を行わせていただきますので、ご協力ください。

(2) 放課後デイ等への引き渡しについて

児童・生徒昇降口での引き渡しが密集した状況のため、引き渡し場所を分散しました。

(3) 分散登校について

6月の分散登校については、マチコミメール、ホームページ等でお知らせしたとおりです。

(4) 連絡先の再確認

日中の連絡先が変更になった場合は、お手数ですが、担任にお伝えください。

(5) 医療的ケアのご協力をお願い

昨年度に比べ、非常勤看護師が少なく、医療的ケアの体制が十分ではありません。また、3月から3か月欠けたことにより、引継ぎも十分にできていません。誠に申し訳ありませんが、ご協力をお願いします。